平成２１年（フ）第１５３号
愛媛県四国中央市三島宮川４丁目９番37号
マンション東雲201号
債務者　田中　眞二
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第３４４号
高知市薊野西町３丁目19番20号
債務者　小原　祐二
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５１５号
高知市東雲町４番５－４号　ノースリバーⅠ－405、申立時の住所高知市桟橋通１丁目４番３号　第３つくもコーポ402
債務者　豊浦　章雄
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５３９号
高知市梅ノ辻４番５号　ラシャンブルＫ407
債務者　末廣　　誠
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５４５号
高知市南万々139番地53
債務者　陸野　文雄
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５５８号
高知市佐々木町32番地
債務者　柿内久美子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５７４号
高知県吾川郡いの町3190番地６
債務者　細川　将吾
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５７５号
高知市桟橋通４丁目15番33－901号　アルファステイツ桟橋通り
債務者　上岡　導代
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３３号
高知県安芸市伊尾木1808番地
債務者　小松　浩司
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第５１号
高知県安芸郡芸西村和食甲225番地４
債務者　栗林　典代
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第５７号
高知県安芸市染井町２番16号
債務者　岸上　利美
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第２５０号
福岡県久留米市高良内町2893番地５　案納コーポＣ102号
債務者　田口　耕三（旧姓古賀）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２５１号
福岡県久留米市高良内町2893番地５　案納コーポＣ102号
債務者　田口　朱実
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３４２号
福岡県久留米市御井町2112番地２　グレース御井105号
債務者　橋本　惠子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４２２号
大分市牧１丁目10番６号　ソフィアトモエ301号、住民票上の住所大分県宇佐市大字長洲888番地の１
債務者　是永　裕子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５００号
大分市大字津守185番地の１ディアスＳＡＴＯ－Ａ102
債務者　岩本　美宏
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５１８号
大分市大字政所2132番地コーポ水田201
債務者　上野　浩明
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係